

東シナ海等かじき等流し網漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第3班までご連絡下さい。

電話番号:03-3502-8479(直通)

FAX番号:03-3501-1019

(令和8年1月1日現在)

※操業区域は最下部参照。

許可番号	船名	総トン数	操業区域
第2号	第八太喜丸	176	※
第3号	第一新栄丸	19	※
第4号	第五太喜丸	199	※
第5号	第一博洋丸	19	※
第6号	第三十七清漁丸	19	※

(操業区域)

東経127度59分52秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第1条第2項に規定する中間線(以下「中間線」という。)、中間線と北緯33度12秒の線との交点から北緯33度12秒東経127度59分52秒の点に至る直線、北緯33度12秒東経127度59分52秒の点から北緯30度13秒東経127度59分52秒の点に至る直線、北緯30度13秒東経127度59分52秒の点から北緯27度14秒東経125度29分54秒の点に至る直線及び北緯27度14秒東経125度29分54秒の点から東経125度29分54秒の線と中間線との交点に至る直線に囲まれた海域

(注) 操業区域内での操業であっても、漁業法(昭和24年法律第267号)第44条第1項及び第2項に基づく条件や漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の操業制限等により、禁止区域等の規制があります。